

個々の事業者に係る施策

事業者間や業界全体に係る施策

発注者・設計者や地域など
様々な主体との連携に係る施策

施策の分類	主な施策		
<p>働き方改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・許可に際しての労働者福祉の観点の強化 <ul style="list-style-type: none"> －労働者福祉の状況を許可要件や許可の条件とすることを含め、許可に際しての取扱いを強化 ・建設工事の適切な工期の見積りを行う責務を制度上位置付け ・「技能」や「技能労働者」の制度上の位置づけ <ul style="list-style-type: none"> －建設会社が雇用する技能労働者を育成する責務 －請負人が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を配置する責務 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門工事業者に関する企業情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> －技能労働者評価に重点を置くなど、専門工事業の特性を踏まえた評価制度の構築 ・建設キャリアアップシステムを活用した、能力評価基準の策定・普及と実効性確保 ・建設企業間における人材の効率的な活用など労働の平準化に向けた取組 ・一人親方への対応 <ul style="list-style-type: none"> －労働災害の的確な把握、安全衛生に関する知識習得支援、労災保険特別加入促進) 	<ul style="list-style-type: none"> ・受発注者双方の責務の明確化 <ul style="list-style-type: none"> －不当に短い工期による契約締結を禁止 －不適切な契約締結等を行った注文者への実効性のある催告制度 －工事現場の休日をあらかじめ定める場合、その内容を契約書面の記載事項に追加 ・適切な工期設定等のためのガイドラインの策定 ・働き方改革について社会全体の理解を得る機運の醸成 <ul style="list-style-type: none"> －先進的なモデル地域を選定し、地域レベルでの働き方改革の検討を促進 ・教育機関、研修機関の体制確保の推進 ・債務負担行為の最大限の活用等による施工時期の平準化 ・働き方に関する経営事項審査での評価 <ul style="list-style-type: none"> －働き方に関する国等の認定制度の取得を評価 －社会保険未加入に関する減点の寄与を強化
<p>生産性向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所専任技術者要件の見直し ・技術者配置要件の見直し ・技能労働者の多能工化の普及 ・中小建設企業による生産性向上に向けた取組（設備投資等）への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場で「施工チーム」を形成している下請企業間の契約形態の再構築 ・ICTを活用した建設関連ビジネスの展開 <ul style="list-style-type: none"> －複数企業間でのビジネスマッチング（技術連携等）を図るための仕組み（プラットフォーム）づくり ・建設工事における電子商取引の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・受発注者双方の責務や役割の明確化 <ul style="list-style-type: none"> －契約の対価となっている業務の明確化、指示や打合せのもと関係者の取り決めの明確化 －適切な設計図書への提示・変更、施工条件の明示 ・設計段階からの生産性向上を意識した設計 ・設計と施工の初期段階からの連携を図るためのフロントローディング（ECI方式の活用等）の推進 ・全ての建設生産プロセスでICT等を活用するため、3次元データ等のプラットフォームを整備 ・許可申請書類、経営事項審査申請書類等の簡素化・電子申請化 ・海外展開 <ul style="list-style-type: none"> －プラットフォーム（協会）の立ち上げによる中堅・中小建設企業の海外進出支援 －アフリカ等の新市場への進出やPPP等請負工事以外のビジネスモデルへの参入支援 等
<p>良質な建設サービスの提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工事に適用される規律の充実 <ul style="list-style-type: none"> －無許可業者に適用される規定を拡充 －一定の工事について届出制度又は登録制度を創設 ・「技能」や「技能労働者」の制度上の位置づけ（再掲） <ul style="list-style-type: none"> －建設会社が雇用する技能労働者を育成する責務 －請負人が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を配置する責務 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間工事の発注者に向けた企業情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> －電子申請化と併せて、工事経歴書・財務諸表等をインターネット上で公開 －民間工事の元請企業に対する企業評価制度の構築 ・専門工事業者に関する企業情報の提供（再掲） <ul style="list-style-type: none"> －専門工事業の特性を踏まえた評価制度の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人発注者等の保護 <ul style="list-style-type: none"> －受注者からの情報提供や契約内容の説明 ・地方自治体や個人発注者等における発注体制の補完 <ul style="list-style-type: none"> －CM方式について、発注者が利用しやすい仕組みを創設 －発注関係事務の民間委託に関するガイドラインの策定（委託が可能な範囲や官民の適切な責任分担のあり方等） ・工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止 <ul style="list-style-type: none"> －工場製品製造業者への報告徴収・立入検査、催告等の制度を創設
<p>地域力の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の建設企業の経営プロセスの改善 <ul style="list-style-type: none"> －営業力やコスト競争力の強化、従業員の処遇改善等に資する先進的な取組事例を情報発信 ・地域の建設企業の経営基盤強化 <ul style="list-style-type: none"> －円滑な事業承継に向けた環境の整備 ・将来の建設市場に対応した制度構築等 <ul style="list-style-type: none"> －「維持管理」を中心に営む建設企業に適した制度構築等 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の建設企業等による事業連携の促進 <ul style="list-style-type: none"> －人材等の相互融通の円滑化 ・ICTを活用した建設関連ビジネスの展開（再掲） <ul style="list-style-type: none"> －複数企業間でのビジネスマッチング（技術連携等）を図るための仕組み（プラットフォーム）づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献に関する経営事項審査での評価 <ul style="list-style-type: none"> －防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大 －建設機械の保有状況の加点方法の見直し －維持や除雪の実績の経営規模評価への反映 ・地域建設業と市町村との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> －市町村が主体となり建設産業の振興・発展を図る仕組み（振興計画の策定等）について検討 ・地域建設業の安定的な担い手確保に資する入札契約方式 <ul style="list-style-type: none"> －海外制度も参考に、地域インフラの適切な維持管理に向けた新たな入札契約方式 ・工業高校等と連携した地域ぐるみでの担い手確保の取組の推進